

兵庫県稲美町農業委員会  
令和6年2月定例会会議録

- 1 開催日時 令和6年2月26日(月) 13時30分～14時20分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
(専決処理)」⇒承認(1件)  
議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について  
⇒許可(3件)  
議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当(2件)  
議案第52号「農業経改善計画の認定について」⇒適当(2件)
- 4 出席委員(14名)  
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透  
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 7番・船岡重夫 8番・坂元三郎  
9番・井澤 守 10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代  
13番・福田 修 14番・高松幹博
- 5 欠席委員(なし)
- 6 事務局  
農業委員会事務局：局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人  
11番・丸山治正 委員 12番・大西寿々代 委員
- 8 議 事  
事務局： ただいまから令和6年2月定例会を開会いたします。  
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し  
上げます。  
会 長： 開会挨拶  
事務局： ありがとうございます。  
それでは、議事にはいります。  
稲美町農業委員会会議規則第4条には会議は会長が議長となり会

議を運営するとの規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、11番丸山治正委員、12番大西寿々代委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付しておりますとおり、報告第21号及び議案第50号から第52号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、報告第21号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町国安1丁目 (琴池南西方、国安土地区画整理区域内)

地目： 田

面積： 1, 177 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 不動産業者

転用目的： 住宅用地 (8区画)

土地利用計画： 造成して、区画する。雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水に接続。開発行為許可通知書写し添付。

専決処理： 令和6年2月15日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を行う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として令和6年2月15日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は3件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町加古字五軒屋東（加古大池南方）

地目：田

面積：1,228㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：地元在住者

農機具：トラクター・草刈機・軽トラック

栽培作物：果樹、野菜

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。長年耕作がされていない農地でしたが、既に整備されています。耕作管理の見込みがあるので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和6年2月20日13時30分～16時00分までの間、11番丸山治正農地担当副会長、6番上田尚秋委員、13番福田修委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地はこれまで葛と思われる蔓が繁っていましたが、きれいに刈取り、耕運されていきました。譲受人は果樹等を植えられる予定で問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在： 稲美町印南字西場 （百丁場池西方、神戸市界）

地 目： 畑

面 積： 5 2 8 m<sup>2</sup>

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元兼業農業者

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・軽トラック

栽培作物： 水稲、野菜

申請地の雑木・竹は伐採し耕運済み。申請時にあった倉庫も取壊し済。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。譲受人は耕作が見込まれますので、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

6番・上田委員： 申請地は最近まで竹が繁っていたようですが、伐採され耕運、畝立てまでしてありました。小石が多い畑ですが栽培には問題ないと思います。今後、適切に管理されるものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町国岡四丁目 （城ノ池北西方）

地 目： 田

面積：189㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター・管理機・草刈機・破砕機・軽トラック

栽培作物：ブドウ、水稻、野菜

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。申請地は市街化区域内にあり、隣接する譲受人所有地とともに一体管理されています。兄妹間の農地の移動ですので許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・丸山委員： 申請地は地元営農組合により麦が植えてありました。譲受人はこれまでから申請地の管理をされていますので、問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町北山字池ノ内

(後池北、北山地区特別指定区域の地縁者の住宅区域)

地目：田(現況畑)

面積：221㎡

権利：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：譲渡人と同居の子

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：北側道路高さまで盛土し、住宅1棟建築。西側の分筆残りの譲渡人所有の農地と南側水路との境界は重力式擁壁新設する。北側は敷地境界に側溝設置。東側水路は蓋がけする。雨水は東側既存水路へ、汚水は東側道路敷設の公共下水に接続。都市計画法第43号の建築物の新築許可申請受付済。水路蓋がけは、法定外公共物占用許可申請中。

議長：「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は山田委員です。北は幅5.4mの道路、東は幅4mの道路、南側は水路で、周囲は住宅に囲まれています。転用しても用排水、農地道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

6番・上田委員：申請地は道路より低くなっている農地です。道路まで盛土し、側溝をつけます。転用後の雨水は既存の水路に、汚水は公共下水に接続されます。西に残る農地には給水バルブ、排水口があります。転用による用排水や道路への影響は問題ないように思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町北山字金守	田	1,	391	m <sup>2</sup>
	田		823	m <sup>2</sup>
(下ノ池南方)	2筆合計	2,	214	m <sup>2</sup>

移動する権利：賃借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：建設業者

転用目的：露天資材置場兼露天駐車場（一時転用）

土地利用計画：表土めくり、真砂土を敷く。南側町道から2カ所に鉄板架けし進入路とする。工事終了後速やかに農地復元する。

工事の発注者は地方公共団体。工事期間は1年程度。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地の西側は曇川、北側、東側は田、南側は水路・道路です。転用期間中、隣接の農地や農業用排水、道路等への影響は無いと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・丸山委員： 申請地は営農組合により麦が植えてありました。麦の収穫前に転用が始まることについては所有者や地元営農組合は承知されているということです。トラックや重機の進入場所は鉄板敷きされるようですし、表土も剥いで真砂土を敷くなどの配慮もありますので、農地や排水への影響は問題ないように思います。転用期間終了後は復元されることになっていますので、一時転用はやむをえないかと思えます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の一時転用及び賃借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり一時転用及び賃借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第52号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局： 農業経営改善計画について意見を求められているものは、2件です。

事務局： 次のとおり説明。

「1」 No.202403-01

稲美町北山 個人 新規認定

作目：メロン・トマト・オクラ・リーフレタス

ブロッコリー・カリフラワー

5年後、作付面積及び生産量の増

経営管理の合理化：青色申告（複式簿記）・経営分析

作業場のエリア分け、動線改善で作業の効率化

臨時雇用の適期導入

年間農業所得、年間労働時間の目標は、基本構想の基準に合致する。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

次に「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2」 No.202403-02

稲美町加古 営農組合 認定更新

作目：水稲・麦・蜜源

5年後：作付面積及び生産量の増

経営管理の合理化：青色申告（複式簿記）・経営分析

若年作業従事者の確保、緑肥・無農薬栽培の稲作規模拡大

年間農業所得、年間労働時間の目標は、基本構想の基準に合致する。

議長： 説明は終わりました。委員方でご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。

本件について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。

委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和6年2月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和6年2月26日

議長 坂本英正

委員 丸山治正

委員 大西寿々代